

令和5年度 赤い羽根共同募金
ふれあいのまちづくり事業地域福祉活動助成事業応募要領

1 助成の目的

会津若松市社会福祉協議会は、誰もが自分らしく地域での生活が実現できる「地域共生社会」の取り組みを進めるため、社会福祉法人、地域ボランティアグループ、特定非営利活動法人（NPO）等が地域住民との交流事業を積極的に進め地域におけるネットワークの促進につながることを目的として助成金を交付します。

2 助成対象事業

- (1) 地域に対するボランティア活動（訪問活動、会食会活動等）
- (2) つどい、バザー、感謝祭等の交流事業
- (3) こども食堂、認知症カフェ等の居場所づくり活動

3 助成額

予算の範囲内とし、1団体あたり1年度につき15万円を限度とする。

4 助成対象経費

令和5年7月1日から令和6年3月31日までに実施する事業であり、次に掲げる経費を助成対象とします。

- (1) 事業のために必要な会議、研修、講演会、イベント、広報、啓発、資料作成などにかかる経費
- (2) 事業のために必要な食材、材料経費及び軽微な備品購入経費等
 - ①備品購入経費については、申請額の20パーセント以内とする。
 - ②備品購入については、申請時に見積書、カタログ等を添付するものとする。

※ただし、以下の経費については助成対象から除きます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">①会議の飲食費②人件費（報酬・時給・日当等）、交通費、旅行費
（ただし、研修会の外部講師謝礼・旅費など事業を実施するうえで特に必要と認められるものについては常識的な範囲内で認める）③建物の増改築や補修、付帯設備の整備費用④必要以上の高額・高性能な機器や作業機械、その他の備品 |
|--|

5 助成対象としない経費

- (1) 次に掲げる公費、助成等により行われる事業
 - ・介護保険法や障がい者総合支援法に基づく事業
 - ・文化振興、スポーツ振興などの目的外事業
 - ・会員同士の親睦のみを目的とした交流事業

- ・特定の個人的活動またはそれに類する活動
- ・他団体または下部組織への助成を目的とした事業

6 応募方法

応募申請書【第1号様式】に別紙添付書類（団体の規約、通帳口座の写し等）を添付のうえ郵送して下さい。

※応募申請様式は会津若松市社会福祉協議会のホームページよりダウンロードできます。

【会津若松市社会福祉協議会ホームページ】

アドレス <http://www.awshakyo.or.jp/>

●応募期間

令和5年5月10日（水）から令和5年6月9日（金）まで ※必着

●配分審査会

令和5年6月下旬（予定）

●助成決定通知書交付式

令和5年8月上旬（予定）

●郵送先・問合せ先

〒965-0873

会津若松市追手町5-32 追手町第一庁舎

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会

TEL：0242-28-4030 / FAX：0242-28-4039

7 助成の決定

- (1) 会津若松市共同募金会配分委員会・配分審査会において応募内容を厳正に審査し、助成する団体、助成額を決定します。審査の結果、助成金額が要望額より減額される場合があります。
- (2) 審査終了後、速やかに結果を通知します。
- (3) 助成が決定した団体は、8月上旬開催予定の「助成決定通知書交付式」（場所：会津若松市社会福祉協議会）に出席していただきます。
- (4) 助成決定より1カ月以内に助成金を交付します。

8 事業の実施・完了

- (1) 助成を受けて行う事業は令和5年度内（令和6年3月31日まで）に実施・完了していただきます。
- (2) 助成を受けて行う事業が完了した後、実施内容や収支状況等について所定の様式【第3号様式】に関係書類（事業報告書・収支決算書）を添付のうえ速やかに提出していただきます。